

平成 30 年 11 月 1 日

兵庫県内柔道整復師の皆様へ

公益社団法人兵庫県柔道整復師会
会 長 岩本 芳照
保険担当理事 橋本 幸士

特別保険講習会開催について（ご案内）

～「知らなかったでは済まされない厚労省通知」～

拝啓 平素は療養費適正化にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、下記の通り公益社団法人兵庫県柔道整復師主催による「特別保険講習会」を開催する運びとなりましたのでご案内申し上げます。

近年保険者からの患者照会は、厚労省に相談窓口が設置されるなど、受診抑制目的と思われる厳しい内容のものが増加してきていることは皆さんも実感されていることと思います。この状況を招いたのは柔道整復師の不正請求がその要因の一つになっていることは間違いなく、一部のために真面目な柔道整復師が窮地に立たされています。ただ、適正な請求をしているつもりでも療養費の支給基準を熟知していないために不適切な対応をしてしまうことがあります。

そこで、今回は「療養費支払い基準・厚労省通知」更に、「最新情報について」と、昨年9月の通知にある「施術録記載の重要性について」の保険講習会を開催いたします。

社団以外の柔道整復師の皆さまと共に、今一度、我々を取り巻く環境をよく理解し、療養費支給申請について十分に把握することが、保険者、患者様との信頼関係を深めることにつながるものと考えますので、公私ともにご多様の中、この機会に是非受講していただきますよう、ご案内申し上げます。

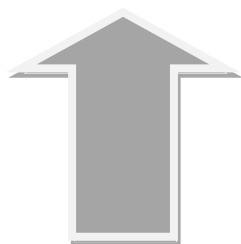
記

1. 日 時 平成30年12月2日（日）午前10時～12時
2. 会 場 兵庫県柔道整復師会館 5F多目的ホール
神戸市兵庫区塚本通2丁目2番25号
3. 対象者 公益社団法人兵庫県柔道整復師会会員
社団会員以外の兵庫県内柔道整復師
4. 演 題 ◇「当たり前のように当たり前でない、知っているようで、知らない支給基準」
「広域連合（後期高齢者）の患者照会・審査会権限強化の今」
公益社団法人兵庫県柔道整復師会保険担当
◇「施術録がなぜ大切か？」（その重要性と必要性）
特別講師 明舞中央病院 副委員長 田中日出樹先生
5. 参加費 会員外の方は、資料その他諸費用として1,000円（当日受付でお支払いください）
6. 申 込 ご希望の方は11月22日までにFAXまたは公式HP (<http://www.hyogojusei.or.jp/>)からお申し込みください。兵庫県柔道整復師会（FAX）078-578-6322

兵庫県柔道整復会特別保険講習会
参加票

F A X送信用紙

078-578-6322



平成30年12月2日（日）の保険講習会に参加申し込みします。

（所属団体）

（施術所名）

（所在地/住所）

（施術管理者ご氏名）

（勤務柔道整復師）

（連絡先電話番号）